

議第24号 呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

印鑑登録原票への登録事項から男女の別を削除するとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 印鑑登録原票への登録事項の削除

第4次くれ男女共同参画基本計画の策定に伴い、性の多様性の尊重を目的として、印鑑登録原票への登録事項から「男女の別」を削除します。

これにより、印鑑登録証明書の性別欄はなくなります。

(2) スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付

現在、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を利用することにより、コンビニエンスストアの多機能端末機を介して印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

この度、法の一部改正により、個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている者については、スマートフォンにスマートフォン用の利用者証明用電子証明書を記録することができることとされ、個人番号カード用の利用者証明用電子証明書とスマートフォン用の利用者証明用電子証明書がそれぞれ定義付けされました。

これに伴い、スマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用してコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするための規定の整備をするるとともに、利用者証明用電子証明書の定義付けがされたことに伴う用語の整理をするものです。

【用語説明】

利用者証明用電子証明書とは、インターネット上の情報サイトを閲覧する際に、利用者本人であることを証明するものです。

3 施行期日

(1) 印鑑登録原票への登録事項の削除に係る規定

令和5年4月1日

(2) スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付に係る規定

法の一部改正の施行の日（公布の日（令和3年5月19日）から2年を超えない範囲において政令で定める日）